

あいちトリエンナーレ名古屋市あり方・負担金検証委員会報告書

(参考) その他当委員会の委員の個別意見

令和2年3月27日

1. 浅野善治委員の個別意見

名古屋市が負担金の財政支出をするにあたっては、名古屋市議会の議決に基づかなければならない。名古屋市議会は名古屋市民の代表により構成されており、市民の代表の意思によって支出が決定される。

今回の負担金においても名古屋市議会では、名古屋市が当然負担するものとして補助金としてではなく、負担金として支出することが議決されている。

あいちトリエンナーレは、「この地域の文化芸術を活発化させ、経済面のみならず文化芸術面でも日本や世界に貢献し、国際社会から真に尊敬される魅力的な地域づくりを目指していくため、地元の自治体、経済界、報道機関、学識経験者等による実行委員会を組織し、平成 22 年度に初回を開催した。」とされている（令和元年度事業報告書）。そして、4 回目となる今回の開催目的は、①新たな芸術の創造・発信により、世界の文化芸術の発展に貢献する。②現代芸術等の普及・教育により、文化芸術の日常生活への浸透を図る。③文化芸術活動の活発化により、地域の魅力の向上を図る。とされている。

名古屋市には、芸術文化団体が行う日常活動の成果を発表する公開事業の経費の一部を補助し、名古屋市の芸術文化の振興を図ることを目的として補助金の交付を行う制度があるが、この補助金の交付要綱運用指針には、補助対象とならない団体として「政治的団体及び宗教的団体」を筆頭に掲げ、また、補助対象事業の要件として「宗教的又は政治的意図のないもの」を筆頭に掲げている。

あいちトリエンナーレの主催者たる実行委員会の性格については愛知県が設置したあいちトリエンナーレのあり方検討委員会では、自治体そのものの表現活動といえる場合ではないとするが、自治体そのものの表現活動ではないとしても、地元の自治体の長及び職員が主催者である実行委員会の委員として参画し、自治体の長は会長及び会長代行という重要な職務を担っている。

名古屋市においては、芸術文化の振興として補助金を交付する場合においても宗教からの分離と政治的中立が確保されなければならないこととしており、市長及び職員が実行委員会に参画する場合においても、職務を遂行するに当たっては宗教からの分離と政治的中立の確保について十分な配慮を行うことが当然求められているといえる。

あいちトリエンナーレ 2019 において生じた問題は、これまで行政と芸術の関係が問題となった一私人として全く自由に行うことができる表現活動を公立美術館等の場において行おうとした場合とは全く異なるものである。自治体の長及び職員がその表現活動の主催者として相当程度の権限と責任を持って参画しているのであり、その表現内容の決定についてもテーマ・コンセプトを定め、事業計画や予算を決定し、学芸芸術の最高責任者である芸術監督を選任する運営会議の委員として加わっている。

あいちトリエンナーレの運営においては、芸術監督は学芸業務を自由に決定できるわけではなく、芸術部門として、芸術監督のほか企画全般について芸術監督に助言する

企画アドバイザー、学芸業務を担当するキュレーターが組織され、さらに委員の選任に運営会議が関与する有識者部会が芸術部門の企画に関し、専門的な観点から助言を行う体制がとられている。

実行委員会の運営決定においては、自治体としての名古屋市の意思が直接に実現できるものではないが、その考え方が少なからず反映できる仕組みがとられており、名古屋市議会の負担金支出の議決においても、こうした体制の存在が当然の前提とされている。また、それが機能し名古屋市の意思の反映が一定程度期待できることからこそ負担金として支出することとされていると考えることができる。

今回の実行委員会及び運営会議の運営は、名古屋市長が再三にわたり会議の招集を要求したにも関わらず招集されることはなく、こうした仕組みが機能しなかったばかりか、意図的に機能させなかったともとらえられる状況があるのであって、芸術部門内の情報共有も十分になされず、有識者部門も個別のキュレーションについては機能していなかった。

あいちトリエンナーレのあり方検討委員会の報告書によれば、「不自由展の出展作品についてはキュレーターチームは関与せず、芸術監督と不自由展実行委員会で担当することになった」とされ、「不自由展には担当キュレーターがつかず、実務を担うアシスタント・キュレーターのみがつくことになり、芸術監督が直接、不自由展実行委員会と準備のやり取りをすることになった」とされ、「作品選定は、芸術監督と不自由展実行委員会が行った」とされている（報告書 66 頁）。

名古屋市長の行動は、名古屋市民の間で評価の対立が当然予想される表現について、その一方の評価からのみの表現がなされることに対して、主催者たる実行委員会の一員あるいは会長代行として異議を唱えたものであり、あいちトリエンナーレの開催を広く名古屋市民から理解が得られるものとするを求めたものと捉えることができる。こうした意見が取り上げられ議論されたとすれば、今回問題となった展示がそのまま行われるとしても、異なった多様な評価からの表現も併せて展示されるとか、異なった評価からの強い反対意見が存在することの解説とともに展示がされるなどの配慮がなされたことが予想される。

このように制度として想定された仕組みを全く機能させなかった実行委員会の運営をどのように評価するかということが問題となる。外形的には実行委員会会長である愛知県知事がこのような運営を容認し、芸術監督の行動について異議を唱えず、会長の判断という形がとられており、この点を重視すれば中込委員の示す判断もあり得るところであるが、名古屋市議会が名古屋市長及び名古屋市の局長が主催者の一員として主体的に参画することを想定して、補助金ではなく負担金として支出を議決をしていることを考えると、名古屋市長の意思・役割が全く考慮されず会長の判断により運営が進められ、芸術監督と不自由展実行委員会のみで問題となった出展作品が決定された実態、表現の不自由展・その後の展示の中止及び再開が決定された実態については、あいちトリエン

ナーレ実行委員会負担金交付決定通知書の3交付の条件の(4)に定める「事情の変更により特別の必要が生じたとき」に該当すると考え、当初決定の交付決定額のままで同(6)に定める「事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合する」とは認められないと判断することが適当であると考えます。

また、今後の名古屋市としての関わり方についても、同様の運営が行われることがないことが制度的に明確にされなければ抜本的に見直すことが必要である。

2. 田中秀臣委員の個別意見

報告書では、主に法律論的な観点から問題が整理され、また負担金についての考えが具体的かつ説得的なものになっている。報告書の内容に賛同する。ここでは今後の問題提起のひとつとして以下の論点を提示するにとどめたい。

報告書でも例示されているが、「表現の不自由展・その後」は、事前に重大な警備上のリスクが発生することがわかっていた。報告書では、主にその警備上のリスクと、トリエンナーレ実行委員会の民主的な討議を欠いた不当な運営という点だけに注意が払われている。もちろん運営の不当性については、意見の相違はない。他方で、そのような警備上のリスクを“過度”に有する作品を展示することに問題を感じる。誰もが芸術作品を見にきているわけであり、最悪、身の危険性まであるリスクをひきうけにくるわけではないからだ。この過度なリスクは、そもそも本展示が、政治的な対立を煽る作品であり、また社会的な分断を巻き起こす作品群であることから生じている。単に「表現の自由」や民主的な運営の是非だけでなく、来場者やあるいはスタッフまで危険にさらしかねない作品を公的な芸術祭に展示することの是非が問われるべきである。市民は、「表現の自由」や芸術作品の表現の多様性を愛し、尊重する方々である。だが、他方で市民の方々に自分たちの身体的・精神的な傷害を被る可能性(事前にそのリスクが過度に存在することが判明している今回のようなケース)まで引き受けさせることを、行政が行うのは道理に外れている。今後の公的な展示を考えるときに、政治的対立や分断を招く作品がもたらす、身体的リスク・精神的なリスク(一例では作品自体がもたらすハラスメントを含めて)の議論を深めるべきである。

3. 田中由紀子委員の個別意見

(1) 「事情の変更により特別の変更が生じたとき」の解釈について

(事実1) 予め危機管理上重大な事態の発生が想定されたのにもかかわらず、会長代行には知らされず、運営会議が開かれなかったこと。

(事実2) 「表現の不自由展・その後」の中止が、事前に会長代行には知らされず、運

営会議が開かれなまま会長の独断で決定されたこと。

(事実3) 中止された「表現の不自由展・その後」の再開が、事前に会長代行には知らされず、運営会議が開かれなまま会長の独断で決定されたこと。

これらが「事情の変更により特別の変更が生じたとき」に該当するかを考えるにあたり、「事情変更の原則」の要件を類推してよい、とするのが報告書の骨子であるが、その「(要件1) 交付決定通知書の発出当時の基礎とされていた事情がその後変更したこと」の「交付決定通知書の発出当時の基礎とされていた事情」とは、実行委員会規約を遵守した運営が当然行われることももちろんであるが、運営会議のあり方自体よりむしろ、「あいちトリエンナーレ2019が運営会議で決定されたとおりの会期、会場、規模で開催されること」ではないかと考える。

たとえば、予定されていた会期が極端にずれたり短縮されたり、名古屋市美術館や円頓寺会場が会場ではなくなったり、展示等の規模が極端に縮小された、などが起こった場合は、明らかに交付決定通知書の発出当時の基礎とされていた事情が変更したといえるが、「表現の不自由展・その後」の公開中止とその再開については、あいちトリエンナーレ2019全体の中の一部であり、あいちトリエンナーレ2019自体は運営会議で決定されたとおりの会期、会場、規模で開催されているので、「交付決定通知書の発出当時の基礎とされていた事情」から大きく変更したとはいえないと考えられる。

もちろん会長代行である名古屋市長からの運営会議開催要請が無視され、実行委員会規約が遵守された運営がされなかったことは大きな問題であり、今後の体制等の見直しが求められる。しかし、あいちトリエンナーレ自体の運営については、事務局や現場のスタッフの努力もあり、「表現の不自由展・その後」のほかは運営上の大きな問題もなく、74日間の会期を無事に終えたという実績に対して、交付予定であった33,802,000円を不交付とするのは、あまりにも狭量ではないか。

(2) 「名古屋市の芸術に対する補助金・交付金の交付の政策が貫徹されているか」について

かねてより名古屋市芸術文化団体活動助成補助金交付要綱及びその運営指針 第4項(1)に、交付対象として「宗教的又は政治的意図のないもの」と明記されているが、何をもって宗教的・政治的と判断するのは極めて難しい。

なぜなら、国内外の芸術祭に招聘されるアーティストのほとんどは生きており、我々と同時代を一市民として生きる彼らが現代の社会や政治の問題と無関係でいられるはずないからである。事実、社会や政治に対する問題意識のアウトプットが優れた作品として評価されている。また海外アーティストの作品は宗教的な世界観がベースになっているものも少なくない。つまり、宗教的、政治的意図がまったくない作品はほとんどないといってもいいわけだが、公的資金で行われる展覧会においては、一定の思想を肯定

したり批判したりすることなく、見る人が問題に気づき、それについて考えることができるように提示すること（キュレーション）が重要になってくる。

たとえば、一見ただけでは政治的メッセージ性がないように見える作品が、そうでない場合が往々にしてあるし、キュレーションによりその政治的メッセージ性に中立性が保たれる場合もある。どういう基準で（また誰が、どのタイミングで）「宗教的又は政治的意図のない」かを判断するのかを明確にしなければ、この条項は実質的には意味をなさない。

（３） 「美術館の壁」が存在しない時代のいねいなキュレーションの必要性

実際に展示を見た人にとどまらず会場に足を運んですらいない人まで、メディアやインターネットをとおして「表現の不自由展・その後」の賛否を発言し、議論を展開するという、まさにテーマ「情の時代」を体現することになった今回のあいちトリエンナーレだが、一連の騒動をとおして、我々が情報に振り回され、発言が都合よく切り取られ、それらが独り歩きしていくという情報社会のありようがまざまざと浮かび上がったといえる。

「プロパガンダではないか？」「公開中止は検閲にあたるのではないか？」「政治的な視点を含む作品を公共空間・公金で展示すべきか？」といった議論は、美術に興味・関心のない人までも巻き込み、美術と社会、美術と政治との関係をあらためて問い返す契機となったといえるが、同時に SNS の普及により「美術館の壁」（美術館は駅や商業施設等の一般の公共空間とは異なり、専門家により選ばれた芸術作品が展示されるという、特定の目的を持った閉じられた公共空間であるという認識）が崩れたことも思い知らされた。

「表現の不自由展・その後」の展示内容や展示方法について、県委員会報告書（P83～86）では、芸術監督がアートの専門家でない点や事務局やキュレーターチームとの慎重な調整を欠いていた点を挙げているが、芸術監督は最高責任者とはいえ事務局やキュレーターチームとの合意がなく独断で進めたとは考え難い。いずれにしろ、「美術館の壁」が崩れたいま、我々が生きている情報社会のありようを十分に理解したうえで、今後はよりいっそういねいな調整作業やキュレーションが求められる。

（４） 今後の名古屋市の関わり方

運営体制の見直しについては、県検討委員会の「今後の「あいちトリエンナーレ」の運営体制について」（第一次提言）を尊重すべきと考えるが、名古屋市としてどうかかわっていくかについて、助成補助金の交付対象を「宗教的又は政治的意図のないもの」としたとき、何をもちて宗教的・政治的と判断するのかは極めて難しい。「皇室に関す

るもの」や「日本の東アジアへの侵略に関するもの」など安易にはくくれないので、あいちトリエンナーレから撤退するというのも一つの選択肢である。

しかし、これまで4回の開催実績から、あいちトリエンナーレは美術に興味・関心のない名古屋市民に浸透してきており、長者町があいちトリエンナーレ会場となったことを契機に活性化したこともあり、名古屋市があいちトリエンナーレ開催の一翼を担っていることは、名古屋市民がこの地域に生きる誇りにつながりつつある。

名古屋市はユネスコデザイン都市の一つであり、1989年に世界デザイン博を開催した実績もあるので、そうした名古屋市の魅力を世界に発信できるジャンルに限定的に助成補助金を交付するという選択肢も検討できるのではないか。

4. 中込秀樹委員の個別意見

名古屋市は、人格なき社団の実質を有するあいちトリエンナーレ実行委員会に対し、平成31年4月16日負担金の対象となる事業の経費に充てるため1億7102万4000円を交付する旨決定し、その旨を告知した。

そして、負担金の対象となる事業は中止・廃止されることなく完了した。そうであるとすれば、名古屋市は、決定した額の負担金全額を実行委員会に支払うべきである。

上記交付決定には、負担金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、負担金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更する場合があるとの条件が付されている。

ここにいう事情の変更により特別の必要が生じた時とはどのような場合を指すのか、この条件の表現内容が抽象的であるため、必ずしも明らかではない。負担金交付決定の目的に即して解するとすれば、急激な社会変革や価値基準の激変などで事業遂行の意味が失われたときとか、災害等で事業遂行が不可能となったときとかが想定される。

今回の場合、名古屋市が負担金を支払わないとする理由は、実行委員会の運営会議が開かれないまま重要事項が決定されたという手続上の問題である。手続上の問題であっても、事情の変更により特別の必要が生じたときに当たる場合もあり得ないとはいえないであろう。確かに、実行委員会構成員にとっては、運営会議が開かれないとか、構成員の意見が聞かれないまま行事が進行したとかいうことは心外な、糾弾すべき実務であり、その結果開催中断という事態に追い込まれたということになれば、事情の変更であるという余地も生じよう。しかし、開催中断は、トリエンナーレの内容から発生した事態であり、運営会議が開かれなかったことによって生じたものではない（一因になっていることはありえようが）。運営会議が開かれなかったことはあくまでも委員会内部の問題に止まるのであって、トリエンナーレの開催そのものに致命的な影響を与えるような事項とは言い難い。

名古屋市の言い分はそれ自体十分理解可能ではあるが、負担金交付決定の撤回又は一

部取り消しを正当化できる理由にまで高まっているとは言えないのではないか。

5. 山本庸幸委員（座長）の個別意見

(1) アームズ・レングスの原則の前提が崩れた

今回の一連の出来事が生じた背景を考えてみたい。国公立の美術館の運営に当たる「芸術家」側と、その運営を資金面で支えてきた国や地方公共団体という「行政」側との間では、長年培われてきた「金は出すけれど、口は出さない」という良き慣行（「アームズ・レングスの原則」）がある（「あいちトリエンナーレのあり方検討委員会」による「今後の『あいちトリエンナーレ』の運営体制について（第一次提言）38頁）。これについて今回の一連の出来事は、そうした慣行が成り立つための重要な前提が崩れたことにあると思われる。

そもそもこの慣行は、表現の自由という大切な価値観を共有し、芸術家と行政が相互に信頼の下に行動することで成り立っているものと考えられる。その前提として、行政側は、資金を出す側ではあっても、展示内容にいちいち口を出すことは控え、芸術家側はその期待に応じて展示を成功させるために、芸術監督の権限やキュレーションを通じて、観客が著しい嫌悪感を抱くような展示、一方的な政治的プロパガンダその他あまりに政治的な展示、刑法に抵触するほどの性的な展示等を控えたり、あるいはその展示方法を工夫したりして、その展示が一般観客に与える不快感や衝撃を調整するような自律的な配慮がなされてきたことは事実であったと考えられる。

ところが、今回のあいちトリエンナーレでは、芸術監督に必ずしもアート専門の人ではない別分野のジャーナリストの立場の方が就き、かつその芸術監督を支える事務局やキュレーターなどの体制も極めて不十分であったことから、特に「表現の不自由展・その後」では、上記の芸術家側と行政との良き慣行を踏まえた慎重な検討が行われた形跡がないままに展示内容と展示方式の選択が行われたように見受けられる（県委員会報告書11頁～18頁）。

この点、県委員会報告書は、これは問題であったとして、「芸術監督は以下の諸点において学芸業務の最高責任者としてふさわしくない行動や言動、情報発信を行った」と諸々の点を挙げて指弾するが（同83頁～86頁）、私は、その当否を述べる立場にはない。しかしながら、単に芸術監督一人に今回の事態の責任を負わせるのは、公平に欠ける感がある。本件はそれだけでなく、そうした芸術監督を支えるキュレーターの人材不足等の実行委員会の事務局等の体制の不十分さもまた、今回の事態の発生とその深刻化を招いた大きな要因ではないかと考える次第である。

とりわけ、展示内容につき混乱を懸念した芸術監督、事務局等が事前に管轄警察署に相談した段階（昨年5月）で（県委員会報告書34頁）、ある程度は今回の事態を想定

していたわけであるから、実行委員会会長としては、本件を危機管理の問題として捉え、必要な対応をすべきであったにもかかわらず、そうした強い危機意識を持たずに単に普通の芸術展の延長のように捉えて、漫然と展示準備を進めていって展示の本番を迎えたところに、今回の一連の出来事の大きな原因が有るように思われる。

(2) 表現の自由が脅迫に屈するという「悪例」を作った背景

いったん展示を始めた以上は、最後まで展示を続けるのがあり得べき姿であるにもかかわらず、それを脅迫等により安全を確保する必要性が生じたという理由で展示を中止するというのは、これこそ、表現の自由が脅迫に屈するという誠に遺憾な「悪例」を作ったと評さざるを得ない。更に言えば、そういう事態を招きかねないという直接の関係者の危惧があったにもかかわらず、展示内容の再検討又は展示方法につき何ら工夫を講ずることもなく（県委員会報告書 15 頁の 10 も同旨）、危機管理上の十分な対策を採らずにそのまま漫然と元々のプラン通りの展示を行ったという点に、そもそもの根源的な問題があったのではないかと考える。